

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号トの規定に基づき、書類を指定する件（平成二十七年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第七條第一号ホの規定に基づき、書類を指定する件</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第七條第一号ホの規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七條第一項に規定する通知カード</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六條第一号トの規定に基づき、書類を指定する件</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第六條第一号トの規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七條第一項に規定する通知カード</p>